



熊本県公報

第13229号
令和5年(2023年)
5月12日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○地下水涵養指針等改正検討部会の開催……………	(環境審議会) 1
○令和5年度(2023年度)教育用コンピュータ等の賃貸借 に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………	(教育政策課) 1
○令和5年度(2023年度)教育用コンピュータ等の賃貸借 に係る一般競争入札の実施……………	(") 2
○熊本県収用委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する 規程……………	(収用委員会) 6
○熊本県収用委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程……………	(") 6
○熊本県収用委員会運営規程の一部を改正する規程……………	(") 6
○肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果……………	(装飾古墳館総務課) 6
○肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務の入札結果……………	(") 7
○肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務の入札結果……………	(") 7
○肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果……………	(") 8
○熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本 県水防協議会及び熊本県国民保護協議会合同会議の開催……………	(防災会議) 8
正 誤	
○令和5年(2023年)3月24日熊本県公告第190号(農 用地利用配分計画の認可)中……………	(農地・担い手支援課) 9
○令和5年(2023年)3月31日熊本県公告第215号(農 用地利用配分計画の認可)中……………	(") 9

登 載 依 頼

熊本県環境審議会公告第3号

第2回地下水涵養指針等改正検討部会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年(2023年)5月12日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時
令和5年(2023年)5月19日(金)午後2時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市西区春日1丁目14番1号
くまもと森都心プラザ A会議室・B会議室
- 3 議題
(1)地下水涵養指針の改正について
(2)地下水採取量を超える涵養を促す取組みの検討
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議
開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2)傍聴希望者が11名以上いる場合は抽選により傍聴者を決定する。
(3)傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の
会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課地下水企画班
電話 096-333-2272
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話 096-333-2268

熊本県教育委員会告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)5月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

令和5年度(2023年度)教育用コンピュータ等の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)6月1日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)10月1日から令和7年(2025年)1月30日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第12号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和5年度(2023年度)教育用コンピュータ等の賃貸借

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 借入物品及び数量

令和5年度(2023年度)教育用コンピュータ等の賃貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 借入物品の仕様

仕様書による。

(6) 借入期間

令和5年(2023年)9月1日(金)から令和10年(2028年)8月31日(木)まで

(7) 納期限及び納入場所

仕様書による。

(8) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願

を提出し、熊本県の承認を受理する者、紙入札の再取得を準備している者
 ア 入札参加者として登録し、熊本県の電子入札システムを利用する者、紙入札の再取得を準備している者
 イ 登録名称、住所、代表者等の記載事項に変更を要する者、紙入札の再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の記載事項に変更を要する者、紙入札の再取得を準備している者

(9) 入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算し、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、入札金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）とする。また、入札金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者である者があるときは、消費税及び地方消費税の110分の100に相当する金額を加算する。なお、見積り金額は、消費税及び地方消費税の110分の100に相当する金額とする。

(10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(11) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までの条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの変更受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）6月1日（木）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
 熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様に適合していること。
 (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 仕様適合確認書
 ウ 仕様を確認できる資料（カタログ等）

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

- 公告の日から令和5年(2023年)6月8日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 内容の確認
入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)6月8日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)6月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)6月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和5年(2023年)6月22日(木) 午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)6月21日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室
電話番号 096-333-2673
ファックス番号 096-384-1509
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A Set of personal computer for education
・66 personal computers
・peripheral equipments and 66 softwares
- (2) Date and place to tender
Date: June 22th, 2023, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purcha

- s i n g D i v i s i o n
(2 n d f l o o r o f P r e f e c t u r a l G o v e r n m e n t
M a i n B u i l d i n g)
(3) N a m e o f D e p a r t m e n t i n C h a r g e o f B i d d
i n g C o n t r a c t
E d u c a t i o n a l P o l i c y D i v i s i o n
B o a r d o f E d u c a t i o n P r e f e c t u r a l O f f i c e
o f K u m a m o t o
6 - 1 8 - 1 S u i z e n j i , C h u o - k u , K u m a m o t o - C i t y ,
K u m a m o t o P r e f e c t u r e
8 6 2 - 8 6 0 9 , J a p a n
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 3
(4) O t h e r
L a n g u a g e : J a p a n e s e
C u r r e n c y : J a p a n e s e Y e n

熊本県収用委員会告示第1号

熊本県収用委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程を次のように定める。
令和5年(2023年)5月12日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

熊本県収用委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法
律施行令(平成15年政令第507号)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例
(令和4年熊本県条例第44号)に基づく熊本県収用委員会が保有する保有個人情報の開
示等については、知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則(令和5年熊本県規
則第6号)第2条から第24条までの規定の例による。

附 則

- この規程は、令和5年4月26日から施行する。
- 知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則第2条から第24条までの規定及
び同規則に定める様式中「知事」又は「熊本県知事」とあるのは、「熊本県収用委員会
」と読み替えるものとする。
- 熊本県収用委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県収用
委員会規程第2号)は、廃止する。

熊本県収用委員会告示第2号

熊本県収用委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和5年(2023年)5月12日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

熊本県収用委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程
熊本県収用委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県収用委員会規程第1号)の一部
を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)
第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、
「条例第23条」を「法第90条」に、「条例第19条第1項」を「法第82条第1項」
に、「条例第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。
別表の15の項中「個人情報」及び「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

熊本県収用委員会告示第3号

熊本県収用委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和5年(2023年)5月12日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

熊本県収用委員会運営規程の一部を改正する規程
熊本県収用委員会運営規程(昭和46年熊本県収用委員会規程第1号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表の26の項中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)」を
「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「個人情報の」を「保
有個人情報の」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

熊本県教育委員会公告第13号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）5月12日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬 泰之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年（2023年）3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 古閑グリーンプラン
山鹿市鹿本町庄766
- 5 落札金額
4,092,000円（うち消費税及び地方消費税の額372,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）1月27日

熊本県教育委員会公告第14号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）5月12日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬 泰之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年（2023年）3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
木上梅香園 株式会社
熊本市中央区白山2-1-17
- 5 落札金額
7,678,000円（うち消費税及び地方消費税の額698,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）1月27日

熊本県教育委員会公告第15号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）5月12日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬 泰之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年（2023年）3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 川上六花園
熊本市東区若葉2-7-2
- 5 落札金額

- 7, 615, 300円 (うち消費税及び地方消費税の額692, 300円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)1月27日

熊本県教育委員会公告第16号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和5年(2023年)5月12日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬 泰之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年(2023年)3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 森田緑化造園
熊本市北区下碓川1-7-34
- 5 落札金額
12,980,000円 (うち消費税及び地方消費税の額1,180,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)1月27日

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本県水防協議会及び熊本県国民保護協議会の合同会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)5月12日

熊本県防災会議会長	蒲 島 郁 夫
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長	蒲 島 郁 夫
熊本県水防協議会会長	蒲 島 郁 夫
熊本県国民保護協議会会長	蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和5年(2023年)5月23日(火)
午後1時30分から
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ 1階テルサホール
- 3 内容
(1) 審議事項
ア 令和5年度熊本県地域防災計画修正案等の承認について
イ 令和5年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
ウ 令和5年度熊本県水防計画修正案について
エ 熊本県国民保護計画の変更について
オ 熊本市町村地域防災計画修正状況について
(2) 報告事項
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において会議の会長の許可を受けた上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県知事公室危機管理防災課
(電話096-333-2115)

正 誤

令和5年(2023年)3月24日熊本県公報に登載した公告第190号(農用地利用配分計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ		行
32		3
正		
古川 盛康	熊本市西区城山大塘	熊本市西区城山大塘四丁目636番ほか3筆
誤		
古川 盛康	熊本市西区城山下代	熊本市西区城山大塘四丁目636番ほか3筆

令和5年(2023年)3月31日熊本県公報に登載した公告第215号(農用地利用配分計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ		行
24		19
正		
中川 亨輔	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1820番6ほか7筆
誤		
中川 亨輔	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1820番6ほか7筆